

登録電気事業者の義務について

(建設業許可を有していない方で電気工事業を営む方)

電気事業者は、その業務に関し次の事項を守らなければなりません。

1 電気事業者の登録(法第3条、4条、規則第2項)

電気工事業を営もうとする者は、事前に都道府県知事又は経済産業大臣(産業保安監督部長)の登録を受けなければなりません。

なお、登録電気事業者の登録の有効期間は5年間です。また、登録後、引き続き電気工事業を営もうとする者は、有効期限日の1ヶ月前を目安に更新登録申請書を提出し、登録を受けなければなりません。

2 各種届出

登録事項に変更があった場合は、期日までに手続きを行ってください。

手続き名	変更の内容	提出期限
登録事項変更届出	(以下の登録事項に変更があったとき) ・氏名、名称、住所 ・法人の代表者、又は役員 ・営業所の名称、住所 ・電気工事の種類 ・主任電気工事士 ・主任電気工事士の免状の種類	変更の日から 30日以内
承継届出	・事業の全部を譲渡したとき (法人成り、個人成り) ・相続又は合併があったとき	承継の日から 30日以内
廃止届出	・電気工事業を廃止したとき	廃止の日から 30日以内
登録証再交付申請	・登録証を汚損、又は紛失したとき	—

3 主任電気工事士の設置(法第19条)

登録電気事業者は、営業所ごとに、「第一種電気工事士」、又は「第二種電気工事士(電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者に限る)」を、主任電気工事士として置かなければなりません。

※ただし、登録業者がいわゆる「一人親方」であり、自身が主任電気工事士を務める場合は、その者と別に主任電気工事士を置く必要はありません。

4 主任電気工事士および作業従事者の義務(法第20条)

主任電気工事士は、一般用電気工作物に係る電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行うとともに、その作業に従事する者は主任電気工事士の指示に従わなければなりません。

※ 主任電気工事士が欠けた場合(法第19条第3項)

主任電気工事士が欠けるに至ったとき等は、知った日から2週間以内に、主任電気工事士を選任しなければなりません。

5 器具の備付け(法第24条、規則第11条)

電気工事業者は、その営業所ごとに次に掲げる器具を備えてください。

一般用電気工作物等の業務	自家用電気工作物の業務
①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定できる回路計	①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定できる回路計 ④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置(必要な時に使用し得る措置が講じられているものを含む) ⑦絶縁耐力試験装置(必要な時に使用し得る措置が講じられているものを含む)

6 標識の掲示(法第25条、規則第12条)

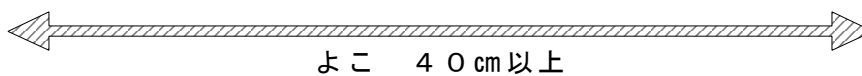
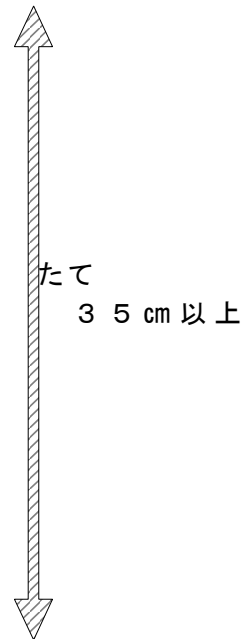
電気工事業者は、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、次の事項を記載した「標識」を掲げること。(電気工事が1日で完了する場合を除く)

【標識の記載内容】

- ① 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 営業所の名称及び当該営業所の業務に係る電気工事の種類
- ③ 届出の年月日及び届出番号
- ④ 主任電気工事士等の氏名

〈様式第15〉

登録電気工事業者登録票 (例)	
登録番号	徳島県知事登録第-----号
登録の年月日	令和 ○年 ○月 ○日
氏名又は名称	株式会社○○○○
代表者の氏名	○○ ○○
営業所の名称	株式会社○○○○ ×△店
電気工事の種類	一般用電気工作物等・ 自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	□□ □□



※適法な電気工事業者であることを消費者に示すため、
自社ホームページ等に標識の内容を掲載することを推奨します。

7 電気用品の使用の制限(法第23条)

電気工事業者は、電気用品安全法第10条第1項の表示が付されている電気用品でなければ、電気工事に使用できません。

8 帳簿の備付け(法第26条・規則第13条)

電気工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、電気工事ごとに次に掲げる事項を記載し、これを5年間保存しなければなりません。（※電子データによる保存でも可）

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 電気工事の種類及び施工場所
- (3) 施工年月日
- (4) 主任電気工事士等及び作業者の氏名
- (5) 配線図
- (6) 検査結果

9 電気工事を請け負わせることの制限(法第22条)

電気工事業者は、その請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせることを禁じられており、適法な電気工事業者に外注しなければなりません。

10 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの制限(法第21条)

- (1) 電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士でない者を「自家用電気工作物」に係る電気工事(特殊電気工事を除く)の作業(電気工事士法施行規則第2条第1項で定める作業を除く)に従事させてはならない。
- (2) 登録電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士又は第二種電気工事士でない者を「一般用電気工作物等」に係る電気工事の作業(電気工事士法施行規則第2条第2項で定める作業を除く)に従事させてはならない。
- (3) 電気工事業者は、その業務に関し、特殊電気工事資格者でない者を当該特殊電気工事の作業(電気工事士法施行規則第2条の2第2項で定める作業を除く)に従事させてはならない。